**大阪府指定出資法人の人事、報酬等に関する取扱要領**

（平成4年4月1日制定）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成5年8月30日一部改正）

（平成8年2月19日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成9年6月1日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成10年8月6日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成11年3月12日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成11年5月1日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成12年3月15日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成12年4月13日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成13年3月26日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成14年3月25日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成14年11月6日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成14年12月17日一部改正）

（平成15年3月26日一部改正）

（平成15年11月28日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成16年４月１日一部改正）

（平成17年４月１日一部改正）

（平成18年３月31日一部改正）

（平成18年９月22日一部改正）

（平成18年12月27日一部改正）

（平成19年３月20日一部改正）

（平成19年４月２日一部改正）

（平成20年４月１日一部改正）

（平成20年４月11日一部改正）

（平成20年８月１日一部改正）

（平成21年６月４日一部改正）

（平成21年９月25日一部改正）

（平成22年４月１日一部改正）

（平成23年３月23日一部改正）

（平成23年４月１日一部改正）

（平成23年９月27日一部改正）

（平成24年４月２日一部改正）

（平成24年４月27日一部改正）

（平成25年４月１日一部改正）

（平成26年４月１日一部改正）

（平成26年９月24日一部改正）

（平成28年４月１日一部改正）

（平成28年11月１日一部改正）

（平成29年４月１日一部改正）

（平成30年４月１日一部改正）

（平成30年６月26日一部改正）

（平成31年４月１日一部改正）

（令和２年４月１日一部改正）

（令和２年６月１日一部改正）

（令和２年10月１日一部改正）

（令和２年11月30日一部改正）

（令和３年４月１日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和４年４月１日一部改正）

（令和５年４月１日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和５年５月１日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和６年４月１日一部改正）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和７年４月１日最終改正）

１　趣旨

　　この要領は、大阪府出資法人の設立及び運営指導等に関する事務要綱（以下「要綱」という。）第２条第２項に規定する指定出資法人（以下「指定出資法人」という。）の役職員の人事並びに報酬及び給与等に関する事務の指導及び調整に係る基準を定めるものとする。

２　定義

(1)　役員

　　この要領において「役員」とは、法人の定款に定める役員の職にある者で、当該法人から報酬を支給され、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１３年１０月３０日大阪府条例第７１号。以下「派遣条例」という。）第４条に規定する給与を支給され、かつ、常勤であるものをいう。

(2)　職員

　　この要領において「職員」とは、法人の内部規程に基づき、給与（名称の如何を問わず、労働の対償として支給されるすべてのものをいう。）を支給され、かつ常勤（フルタイム）で勤務するものをいう。

(3)　府退職者等

府の管理職の職員であった者若しくは府の勤続期間が２０年以上の職員であった者（離職後１０年を経過し、又は年齢が７０年を超える者を除く。以下「府退職者」という。）又は府の管理職の職員若しくは府の勤続期間が２０年以上である職員をいう。

３　指導及び調整

　　所管部局長は、府職員との均衡、法人の特性等に配慮して、指定出資法人の役職員の人事並びに報酬及び給与等の取扱いについて、この要領に定める基準に従って適切な指導及び調整を行うものとする。

４　役員の在任期間

　　府退職者の同一法人における役員の在任期間は、原則として、選任後５年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会、定時社員総会、定時評議員会の終結の時を限度とする。

５　役員等の報酬等

(1)　役員

　ア　役員（府から派遣条例第４条に規定する給与を支給されている者を除く。）には報酬を支給する。

　イ　役員には、指定出資法人の役員の報酬等に関する規程に基づき、期末手当及び通勤手当を支給することができるものとする。

ウ　府退職者の役員及び府退職者等を対象に含む公募により選任された役員の報酬は、次に定めるところにより決定するものとする。

(ｱ)　報酬月額については、別表に掲げる報酬年額の範囲内において、指定出資法人の役員の報酬等に関する規程に基づき、決定するものとする。

(ｲ) 報酬の改定については、別表の改定に準じて行うものとする。なお、改定に際しては、当該法人の経営状況を考慮するものとする。

(ｳ)　役員が月の途中で就任又は退任した場合における当該月の報酬月額は、(ｱ)及び(ｲ)による報酬月額をもとに、日割計算によって算出した額とする。

日割計算による算出の方法は、当該月の日数を分母とし、就任時にあっては当該月の日数から就任日を減じた日数に１日を加算して算出した日数を分子とし、退任時にあっては退任日を分子とする分数に報酬月額を乗じるものとする。

エ　府退職者の役員及び府退職者等を対象に含む公募により選任された役員以外の役員の報酬については、指定出資法人の実情及び府退職者の役員との均衡等を考慮の上、定めるものとする。

オ　役員業績評価制度に基づいて評価結果を報酬に反映する役員の報酬については、別表に掲げる報酬年額に１００分の１０５又は１００分の９５を乗じて得た額の範囲内とする。

　　　なお、役員業績評価制度に評価結果を報酬に反映する役員のうち、前年度の業績等を踏まえ、自主的に役員の報酬を減額している法人にあっては、ウ又はエによる報酬年額は、減額前の報酬年額とする。ただし、自主的に役員の報酬を減額している金額が減額前の報酬年額に１００分の５を乗じた額を超えるものにあっては、すでに役員業績評価制度に基づいて評価結果を報酬に反映したものとみなす。

(2)　職員

　　職員の給与等は、指定出資法人の職員の給与等に関する規程に基づき支給するものとする。

６　役員等の退職手当

(1) 役員

退職手当は、支給しないものとする。

(2)　職員

　　職員の退職手当の額は、指定出資法人の退職手当に関する規程で定める額とする。

７　役員及び職員のうち、府から派遣されている者の報酬等に関する特例

(1)　報酬、期末手当及び通勤手当並びに給与は、府の職員として支給されるべき給与を下回らないよう、指定出資法人の定めるところによるものとする。

(2)　派遣条例第４条に規定する府から派遣されている者の給与は、府が給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当を支給するものとする。

(3)　期末手当及び勤勉手当の支給の基礎となる期間の算定に当たっては、府における当該期間を通算するものとする。

(4)　府の職員として受けるべき給与の改定、昇給及び手当の変更がある場合は、その都度、これに準じて報酬及び給与の改定を行うものとする。

８　自立化法人及びその他の出資法人の取扱い

　　要綱第２条第３項に規定する自立化法人及び同条第４項に規定するその他の出資法人の役員及び職員で、府の退職者又は府から派遣されている者に係る報酬、給与等については、原則として、この要領に準じて取り扱うものとする。

９　その他

(1)　所管部局長は、この要領の実施に当たり、指定出資法人における人事並びに報酬及び給与等に関する規程等を改正する必要が生じたときは、この要領に定めるところにより、速やかに改正するよう当該指定出資法人を指導するものとする。

(2)　所管部局長は、この要領により難い場合は、その都度、財務部長に協議するものとする。

(3)　この要領の実施に関して必要な事項は、財務部長が別に定める。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 役職名 | 報酬年額 |
| （公財）大阪国際平和センター | 業務執行理事 | 769万円 |
| （株）大阪国際会議場 | 専務取締役 | 808万円 |
| （公財）大阪府国際交流財団 | 常務理事 | 817万円 |
| 大阪信用保証協会 | 理事長 | 1,085万円 |
| 大阪信用保証協会 | 常務理事 | 868万円 |
| （公財）西成労働福祉センター | 業務執行理事 | 959万円 |
| （一財）大阪府みどり公社 | 理事長 | 910万円 |
| （株）大阪鶴見フラワーセンター | 代表取締役社長 | 860万円 |
| （株）大阪鶴見フラワーセンター | 常務取締役 | 688万円 |
| （公財）大阪府都市整備推進センター | 理事長 | 960万円 |
| （公財）大阪府都市整備推進センター | 常務理事 | 768万円 |
| 大阪府道路公社 | 理事長 | 910万円 |
| 大阪府道路公社 | 専務理事 | 728万円 |
| 大阪モノレール（株） | 代表取締役社長 | 1,010万円 |
| 大阪モノレール（株） | 代表取締役専務 | 909万円 |
| 大阪モノレール（株） | 常務取締役 | 808万円 |
| 大阪外環状鉄道（株） | 代表取締役社長 | 860万円 |
| 大阪外環状鉄道（株） | 常務取締役 | 688万円 |
| 大阪府土地開発公社 | 理事長 | 860万円 |
| 大阪府土地開発公社 | 常務理事 | 688万円 |
| 堺泉北埠頭（株） | 代表取締役社長 | 985万円 |
| 堺泉北埠頭（株） | 常務取締役 | 788万円 |
| 大阪府住宅供給公社 | 理事長 | 1,010万円 |
| 大阪府住宅供給公社 | 常務理事 | 808万円 |

　　附　則

（施行期日等）

１　この要領は、平成４年４月１日から施行する。

２　大阪府の外郭団体等の役員及び管理職の職員の人事及び給与に関する取扱方針（昭和

　53年9月1日制定）は、廃止する。

　　　附　則（平成5年8月30日改正）

　この要領は、平成5年9月1日から施行する。

　　　附　則（平成8年2月19日改正）

　この要領は、平成8年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成9年6月1日改正）

　この要領は、平成9年6月1日から施行する。

　　　附　則（平成10年8月6日改正）

　この要領は、平成10年9月1日から施行する。

　　　附　則（平成11年3月12日改正）

（施行期日）

１　この要領は、平成11年4月1日から施行する。ただし、「４　役員等の在職期間」の

　(1)の改正規定は、平成11年7月1日から施行する。

（経過措置）

２

1. 平成11年7月1日において、改正後の大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱

要領（以下「新要領」という。）の「４　役員等の在職期間」の(1)に定める在職限度

を超えている者については、平成11年度において当該在職限度を超えたものとみな

して新要領の「４　役員等の在職期間」の(1)を適用する。

1. 平成11年6月30日までの間において改正前の大阪府特定法人の人事、給与等に関

する取扱要領（以下「旧要領」という。）の「４　役員等の在職期間」の(1)に定める

在職期間については、なお従前の例による。

３　平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間において新要領の「５　役員の

　報酬等」(1)ウ(ｱ)②及び別表第1並びに別表第２の規定による報酬月額から算定した報酬年額の上限額が旧要領の「５　役員の報酬等」(1)ウ(ｱ)②の規定による報酬月額から算定した報酬年額の上限額を超える場合においては、新要領の「５　役員の報酬等」(1)ウ(ｱ) ②及び別表第１並びに別表第2の規定にかかわらず、旧要領の規定による報酬年額の上限額を１６．９５で除した額をもって報酬月額の上限額とする。

４　平成11年3月31日において在職する役員で、同年4月1日以後も引き続き在職する

　者の同3月31日までの在職期間に係る退職手当については、同日における報酬月額に当

　該在職期間の年数を乗じて得た額の範囲内において、支給することができるものとする。

　　　附　則（平成11年5月1日改正）

この要領は、平成11年5月1日から施行する。

　　　附　則（平成12年3月15日改正）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成12年4月13日改正）

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

　　　附　則（平成13年3月26日改正）

この要領は、平成13年4月1日から施行する。ただし、改正規定中「㈱テレコムりんくう」は、平成13年4月11日から削除する。

　　　附　則（平成14年3月25日改正）

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成14年11月6日改正）

　この要領は、平成15年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成14年12月17日改正）

　この要領は、平成15年１月1日から施行する。

　　　附　則（平成15年3月26日改正）

　この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附　則（平成15年11月28日改正）

　この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附　則（平成16年４月１日改正）

　この要領は、平成16年４月1日から施行する。

附　則（平成17年４月１日改正）

　この要領は、平成17年４月1日から施行する。

附　則（平成18年３月31日改正）

　この要領は、平成18年４月1日から施行する。

附　則（平成18年９月22日改正）

　この要領は、平成18年９月22日から施行する。

附　則（平成18年12月27日改正）

　この要領は、平成19年１月１日から施行する。

附　則（平成19年３月20日改正）

（施行期日）

　１　この要領は、平成19年４月１日から施行する。ただし、「５　役員の報酬等」(1)ウ(ア)②ただし書は、平成19年３月20日から施行する。

（経過措置）

　２　平成19年３月20日から同月31日までの間において、平成19年4月以降の報酬月額について、「５　役員の報酬等」(1)ウ(ア)②ただし書の規定による協議を行う場合の改正後の大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「新要領」という。）の「５　役員の報酬等」(1)ウ(ア)②ただし書の適用については、「別表第１及び別表第2」とあるのは「平成19年3月20日付けで改正された大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領の改正附則別表第１及び改正附則別表第2」とする。

３　平成19年4月１日から平成20年3月31日までの間における新要領の「５　役員の報酬等」(1)ウ（ア)②の適用については、「５　役員の報酬等」(1)ウ(ア)②中「別表第１」とあるのは「平成19年3月20日付けで改正された大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「平成19年改正要領」という。）の改正附則別表第１」と、「別表第２」とあるのは「平成19年改正要領の改正附則別表第２」とする。

　４　改正前の大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領における団体区分がＡ又はＢの法人であって、新要領における団体区分がＢ又はＣのもの（改正前の要領における団体区分と新要領における団体区分が同一のものを除く。）の団体区分については、平成21年3月31日までの間に限り、新要領における団体区分にかかわらず、平成19年3月31日における団体区分とする。

附則別表第１　平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における基準額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体区分  役員区分 | | Ａ | Ｂ | Ｃ |
| １ | 理事長、社長　等 | 月額  663,000円 | 月額  613,000円 | 月額  582,000円 |
| ２ | 副理事長、副社長  専務理事、専務取締役  常務理事、常務取締役　等 | 月額  565,000円 | 月額  538,000円 | 月額  517,000円 |
| ３ | 理事、取締役  監事、監査役　等 | 月額  503,000円 | 月額  489,000円 | 月額  474,000円 |

附則別表第２　平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における基準額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体区分 | Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 代表者に次いで事務執行に当たる職 | 月額  613,000円 | 月額  575,000円 | 月額  549,000円 |

附　則（平成19 年４月２日改正）

　この要領は、平成19年４月２日から施行する。

附　則（平成20 年４月１日改正）

　この要領は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20 年４月11日改正）

　この要領は、平成20年４月11日から施行する。

（施行期日）

　１　この要領は、平成20年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成20年８月１日から平成23年３月31日までの間における新要領の「５　役員の報酬等」(1)ウ（ア)②の適用については、「５　役員の報酬等」(1)ウ(ア)②中「別表第１」とあるのは「平成20年８月１日付けで改正された大阪府特定法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「平成20年改正要領」という。）の改正附則別表第１」と、「別表第２」とあるのは「平成20年改正要領の改正附則別表第２」とする。

附則別表第１　平成20年8月1日から平成23年３月31日までの間における基準額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 団体区分  役員区分 | | Ａ | Ｂ | Ｃ |
| １ | 理事長、社長　等 | 月額  570,180円 | 月額  513,420円 | 月額  485,040円 |
| ２ | 副理事長、副社長  専務理事、専務取締役  常務理事、常務取締役　等 | 月額  455,800円 | 月額  433,440円 | 月額  422,260円 |
| ３ | 理事、取締役  監事、監査役　等 | 月額  418,605円 | 月額  418,605円 | 月額  418,605円 |

附則別表第２　平成20年8月1日から平成23年３月31日までの間における基準額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体区分 | Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 代表者に次いで事務執行に当たる職 | 月額  513,420円 | 月額  473,000円 | 月額  453,220円 |

附　則（平成21 年６月４日改正）

　この要領は、平成21年６月４日から施行する。

附　則（平成21 年９月25日改正）

　この要領は、平成21年９月25日から施行する。

附　則（平成22 年４月１日改正）

　この要領は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月23日改正）

（施行期日）

　１　この要領は、平成23年４月１日から施行する。ただし、「５　役員の報酬等」(1)ウ(ア)ただし書は、平成23年３月23日から施行する。

（経過措置）

　２　平成23年３月23日から同月31日までの間において、平成23年4月以降の報酬年額について、「５　役員の報酬等」(1)ウ(ア)ただし書の規定による協議を行う場合の改正後の大阪府指定出資法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「新要領」という。）の「５　役員の報酬等」(1)ウ(ア)ただし書の適用については、「別表」とあるのは「平成23年3月23日付けで改正された大阪府指定出資法人の人事、給与等に関する取扱要領（以下「平成23年改正要領」という。）の改正附則別表」とする。

３　平成23年4月１日から平成24年3月31日までの間における新要領の「５　役員の報酬等」(1)ウ（ア)の適用については、「５　役員の報酬等」(1)ウ(ア)中「別表」とあるのは「平成23年改正要領の改正附則別表」とする。

附則別表　平成23年４月１日から平成24年３月31日までの間における基準額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 役職名 | 報酬年額 |
| （財）大阪府育英会 | 理事長 | 816万円 |
| （財）大阪国際平和センター | 常務理事 | 670万円 |
| （財）大阪府国際交流財団 | 常務理事 | 723万円 |
| （株）大阪国際会議場 | 専務取締役 | 691万円 |
| （財）大阪産業振興機構 | 理事長 | 850万円 |
| （財）大阪府産業基盤整備協会 | 理事長 | 750万円 |
| （公財）千里ライフサイエンス振興財団 | 専務理事 | 760万円 |
| 大阪府中小企業信用保証協会 | 理事長 | 950万円 |
| 大阪府中小企業信用保証協会 | 専務理事 | 855万円 |
| （財）西成労働福祉センター | 専務理事 | 760万円 |
| （財）大阪府みどり公社 | 理事長 | 850万円 |
| （株）大阪府食品流通センター | 代表取締役社長 | 816万円 |
| （株）大阪鶴見フラワーセンター | 代表取締役社長 | 905万円 |
| 大阪高速鉄道（株） | 代表取締役社長 | 950万円 |
| 大阪高速鉄道（株） | 代表取締役専務 | 855万円 |
| 大阪高速鉄道（株） | 常務取締役 | 760万円 |
| 大阪府道路公社 | 理事長 | 816万円 |
| 大阪府道路公社 | 専務理事 | 671万円 |
| 大阪府土地開発公社 | 理事長 | 862万円 |
| 大阪府土地開発公社 | 常務理事 | 689万円 |
| 堺泉北埠頭（株） | 代表取締役社長 | 850万円 |
| 大阪府都市開発（株） | 代表取締役社長 | 1,050万円 |
| 大阪府都市開発（株） | 代表取締役専務 | 945万円 |
| 大阪府都市開発（株） | 常勤監査役 | 662万円 |
| 大阪外環状鉄道（株） | 代表取締役社長 | 850万円 |
| 大阪外環状鉄道（株） | 常務取締役 | 691万円 |
| （財）大阪府都市整備推進センター | 理事長 | 850万円 |
| （財）大阪府都市整備推進センター | 常務理事 | 691万円 |
| 大阪府住宅供給公社 | 理事長 | 1,000万円 |
| 大阪府住宅供給公社 | 常務理事 | 800万円 |
| （財）大阪府タウン管理財団 | 理事長 | 900万円 |
| （財）大阪府タウン管理財団 | 常務理事 | 720万円 |
| （公財）大阪府文化財センター | 専務理事 | 807万円 |

　　　附　則（平成23年４月1日改正）

この要領は、平成23年４月1日から施行する。

　　　附　則（平成23年９月27日改正）

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

　　　附　則（平成24年４月２日改正）

この要領は、平成24年４月２日から施行する。

　　　附　則（平成24年４月27日改正）

この要領は、平成24年４月27日から施行する。

附　則（平成25年４月１日改正）

この要領は、平成25年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成26年４月１日改正）

この要領は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年９月24日改正）

この要領は、平成26年９月24日から施行し、改正後の別表における大阪信用保証協会に係る規定は、平成26年５月19日から適用する。

　　　附　則（平成28年４月１日改正）

この要領は、平成28年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成28年11月１日改正）

この要領は、平成28年11月１日から施行する。

附　則（平成29年４月１日改正）

この要領は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年４月１日改正）

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年６月26日改正）

この要領は、平成30年６月26日から施行する。

附　則（平成31年４月１日改正）

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日改正）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年６月１日改正）

この要領は、令和２年６月１日から施行する。

附　則（令和２年10月１日改正）

この要領は、令和２年10月１日から施行する。

附　則（令和２年11月30日改正）

　（施行期日等）

１　この要領は、令和２年11月30日から施行し、改正後の別表における（公財）大阪

　府都市整備推進センターに係る規定は、令和２年10月１日から適用する。

（報酬年額に関する特例）

　２　改正後の別表の規定にかかわらず、令和２年度における（公財）大阪府都市整備推

　　進センターの役員の報酬年額は、理事長875万円、常務理事700万円とする。

附　則（令和３年４月１日改正）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日改正）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日改正）

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年５月１日改正）

この要領は、令和５年５月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日改正）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月１日改正）

この要領は、令和７年４月１日から施行する。